

ハ 五通

ハ 労働者側

A 争議団側ハ従業員三七名中十五名ヲ三十日より休業セシ
 ハル予定ナリシモ今日ハ幹部五名ノ一休業セシメ本部ニ
 雜誌トナレテ他ノ従業員七徐々ニ休業セシムル予定ナ
 リ

B 三十日終業後午後八時頃ヨリ争議団本部ニ従業員集合シ
 幹部ヨリ労資会見ノ報告ヲ為シタル後組合首脳部ヨリ
 一争議団員ノ行動ハ緩ニ失スル嫌アリ強硬ナル態度ヲト
 ルベキ様激勵シ、為
 夫朝日乗客多数ノ際ハ平常通致意シ晝同時乗客閑散ナル
 時ハ争議団員ノ適宜方法ニ依ルモ可ナリト息業ヲ暗示
 セリ

次ラ争議資金ノ賦出方法ニツキ協議シタルモ決定ニ至ラ
 ズ(目下ノ積立金五十円)

C 別記(一)ノ如キニラテ急青村、新宿町、葛西村、松江村、
 並胎内ニ貼付セリ

(2) 事業主側

A 各重役ハ既ニ社長ノ手許に辞表ヲ提出シマリ九月五日株
 主總會後ニ後任重役ヲ決定スルニ至ル模様エテ後任ハ東
 京通運會社重役木村弘藏、渡辺常孝等就任シ事實上ノ合
 併ニ至ル予定ノ趣ナルモ現社ハ之ヲ極秘ニ付シ居レリ
 B 社長ハ従業員ノ強硬ナル態度ニ狼狽シ各干係者ヲ厂訪シ
 テ善後策ニ苦心中ナルモ各重役ノ意見未タ一致ニ至ラズ
 C 三十日葛西村役場ニテ重役会ヲ開催シ態度ヲ決定スル予
 定ナリシモ出席者十五名中四名ニテ流会ニ終レリ

(3) 交渉状況